

## 令和7年第8回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

令和7年6月12日 午後3時開会

午後3時45分閉会

### 2 出席者及び欠席委員の氏名

#### (1) 出席者

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 教育長 半嶺 満 | 委員 比嘉 佳代 | 委員 大城 進  |
| 委員 宮城 光秀 | 委員 辻上 弘子 | 委員 小濱 守安 |

#### (2) 欠席委員

なし

### 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

|                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 教育管理統括監 田代 寛幸           | 教育指導統括監 崎間 恒哉              |
| 参事 諸見 友重                | 参事 伊波 寛仁                   |
| 総務課長 平田 直樹              | 総務課財務班長 向里 総子              |
| 総務課総務班主査 宮里 真吾          | 教育支援課長 大城 司                |
| 施設課長 大城 勇人              | 学校人事課長 東 哲宏                |
| 学校人事課県立学校人事<br>管理監 上原 令 | 学校人事課小中学校人事<br>管理監 古謝 将史   |
| 義務教育課長 新城 高広            | 義務教育課義務教育指導班<br>指導主事 比嘉 紀史 |

### 4 議事関係

#### (1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

#### (2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第2号、議案第3号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

#### (3) 令和7年第7回議事録の承認

全会一致で、令和7年第7回議事録を承認した。

#### (4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が宮城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 7 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 7 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 施設課の事業 4 番から 6 番で、避難所に指定されている県立高校と特別支援学校の体育館について、国の特例交付金を活用し空調設備整備に必要な関連工事を行うため、それぞれ約 4 億と 6000 万余の予算が計上されています。これまで本県の空調設備設置状況が全国平均に比べ劣位にあり、事業化に向けて諸課題への対応に懸命に努力されていることは存じ上げておりましたが、今回の報告については良い知らせだと思います。2 点ほどご教示ください。1 点目、予定される高校と特別支援学校は決まっておりますか。2 点目、工事期間はどれぐらいですか。お考えを聞かせていただきたいと思います。

○施設課長 1 点目、今回の補正予算で計上している学校について、高校は辺土名高校、石川高校、浦添高校、八重山高校、特別支援学校は福祉避難所に指定されている大平特別支援学校を優先し、計 5 校です。2 点目、今回計上した予算に係る断熱工事は、令和 7 年 8 月から令和 8 年 2 月までを予定しているところでございます。この工事が終わって以降に空調設備の整備工事の予定を検討しているところでございます。

○大城委員 わかりました。承知のとおり、現在、地球上それぞれの地域で様々な温暖化等の影響が現れています。特に県民は台風や豪雨等の自然災害に対して不断に向き合うことが求められている点からも、今回の学校施設整備事業の補正予算計上は評価されると思います。所管課には今後関連するその他諸々のご対応をよろしくお願いします。

○宮城委員 就学支援金等支出事業の対象が年収 910 万円以上の世帯にも拡充されたということですが、従前に年収を確認するために全世帯からいただいていた収入証明の取扱いは今回の措置でどのようなになったのでしょうか。

○教育支援課長 今回の補正で上げている交付金の対象は高等学校就学支援金制度で所得制限を超える世帯の高校生ですので、従来の就学支援金の申請をしていただく必要があります。

○宮城委員 所得証明を取るとするのは保護者にとっても負担ですし、事務処理も膨大なものになると思いますので、国の施策ではありますが、改善を要望していくことも必要ではないでしょうか。

○教育支援課長 今年度はあくまで臨時的措置としての臨時交付金支援制度であり、事務の負担軽減等を要求しているところですので、次年度は今年度を踏まえて、国の動向を確認しな

がら対応していきたいと思います。

報告事項２ 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）

【説明（総務課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○比嘉委員 改正後の１号部分休業が勤務時間内で２時間以内を取れるとありましたが、これは流動してもいいのでしょうか。申請で固定した２時間か、例えば今日は午前中２時間、明日は勤務の間での２時間、明後日は勤務後半の２時間の様にばらばらな取得でも可能なのか、取得するには前もっての申請が必要なのか、有給の時間給と合わせて取得は可能なのかを教えてください。

○総務課総務班宮里主査 ばらばらに育児休暇を取得することは可能です。

○総務課長 基本的には事前に申請であり、有給休暇と合わせて取得可能です。

○比嘉委員 このように流動的に、柔軟に休みが取れることは本当に子育てをしている世代には有意義な休暇だと思いました。

○大城委員 今回の報告については、国及び他の都道府県の状況を考慮し、任命権者が講ずべき措置の視点と、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等から、関連条例における関係規定の整備等の必要性からの改定内容であると捉えています。そこに示された臨時代理した意見内容は妥当な考えと思っていますが、あらためて２点確認させてください。１点目、本務教職員が改正後の第１号、第２号部分休業を取得した場合の給与並びに期末・勤勉手当はどのようになりますか。２点目、改正後の部分休業を取得した場合、昇給に影響がありますか。

○総務課長 １点目、２時間以内で休んだ場合に部分休業となりまして、給与は支給されません。期末・勤勉手当についてですが、期末手当については減額しないこととなっております。勤勉手当は、基準日以前６か月で育児休業した日数が３０日を超える場合は、育児時間の時間数から勤務時間を除算することとなっております。昇給について、影響はありません。

○大城委員 わかりました。学校現場の教職員が今回拡充された部分休業制度について、その趣旨を理解し、その制度を有効活用することで、仕事と育児の両立支援に役立つことを願っております。併せて、その制度で幾分かは教職のイメージが改善され、教員不足解消の一つの手立てになればと期待しています。

○宮城委員 2号部分休業は年間10日までという上限がありますがけれども、1号部分休業について上限はあるのでしょうか。

○総務課総務班宮里主査 1号部分休業に関して、上限はありません。

○宮城委員 上限はないのであれば1日2時間以内を制限なしに取得可能なのでしょうか。

○総務課総務班宮里主査 小学校に入るまでは、毎日取得することも可能です。

報告事項3 沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）

【説明（学校人事課長）】

沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○質疑なし

#### (6) 議案審議

議案第1号 令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課）】

令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について資料に基づき、説明を行った。

【質疑等】

○大城委員 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針については、公立小中学校とは異なり、毎年度策定する必要があると理解していますが、資料28ページ、(2)、(3)から2点ほど教えてください。1点目、令和7年度の採択方針と異なる内容について。2点目、小中学校の特別支援学級における採択方法と、最終採択権者についてご教示願います。

○義務教育課長 まず1点目の質問について、前回と異なる点は、28ページ(2)の採択方法についての②番です。一般図書について触れられていなかったため、2行目から3行目にかけての「ただし、実態に応じて一般図書を採択することも検討する」部分を追記しています。2点目の特別支援学級における採択方法について、まず児童生徒の障害の状態を適切に把握した上で、実態に応じて教科書を選定することが重要となりますので、一般図書等については毎年見直しを行うことになっており、児童生徒により良く効果的で相応しい一般図書を提供できるように各学校で決めたものを採択しております。採択権者について、市町村立の学校は市町村教育委員会です。

○大城委員 わかりました。承知のとおり、近年、小中学校での特別支援学級の設置要件の下限撤廃で、本県でも特別支援学級の設置数が増加しています。そこで今回、特に小学校就学時においては、実態に応じて一般図書採択についても検討するという含めた採択基本

方針は、改善の視点から評価されます。改めて採択方針を定める意義は、最も適切な教科書採択と併せて専門性の高い教師による児童生徒一人一人に対するきめ細かい学習指導の工夫改善に生かされることに繋がるものと捉えています。所管課には、小中学校の特別支援学級において、適切な教科用図書や教材の選定に向けた本事業はもとより、学習指導や専門性の向上など、特別支援教育の一層の充実が図られることを心から期待します。

○比嘉委員 基本的なことです。教科用図書と一般図書はどちらも配布されるのですか。

○義務教育課長 どちらかを配布します。

○比嘉委員 どちらかということは、教科書が合わなければ一般図書で、一般図書が必要なければ教科用図書を配布するということでしょうか。

○義務教育課長 はい。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 学校職員の人事について（非公開）

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他  
特になし

(8) 閉会  
半嶺教育長が閉会を宣言した。